

## 訴訟事例紹介

# 神戸市道凍結防止剤原付転倒事件

道路局道路交通管理課訟務係

今号から、近年出された道路関係の判決について、その概要を紹介することとします。

なお、紙幅の関係から、判決の表現を一部改めて掲載しておりますので、念のため申し添えます。

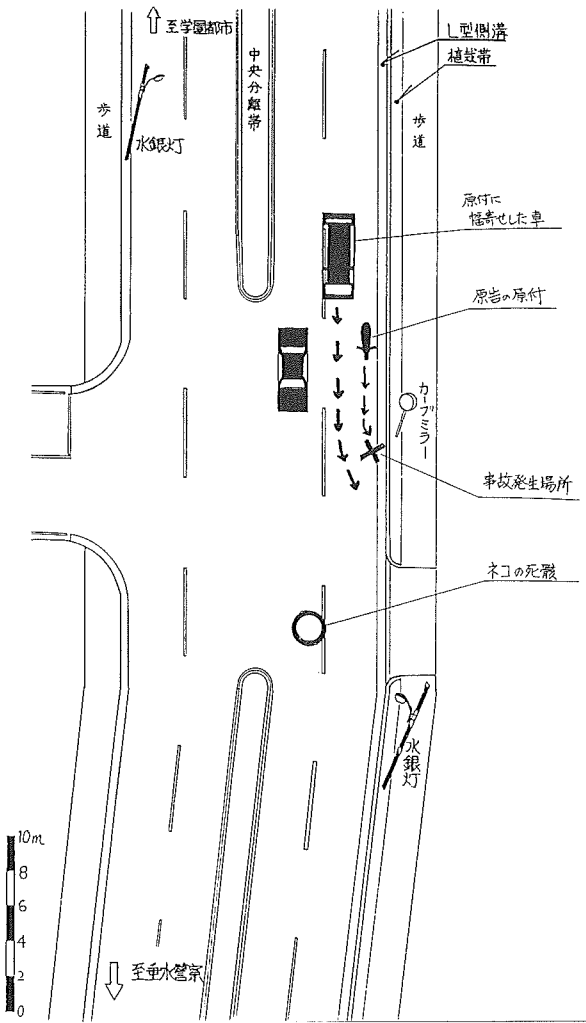
### 神戸市道凍結防止剤原付転倒事件

〔二審判決〕平成二十二年 六月 九日

神戸地方裁判所 請求一部認容

〔二審判決〕平成二十二年二月二十四日

大阪高等裁判所 被告控訴棄却（確定）



被告作成図面

### 1 事件の概要

道路凍結時の対策として道路管理者（被告：神戸市）が歩道植栽帯の中に設置した凍結防止剤の袋が、何らかの理由で車道上に移動していたところ、原告の運転する原動機付自転車（以下「原付」）がこれに乗り上げ転倒したことによって被った損害（負傷・物損）を、道路管理に瑕疵があったとして賠償請求した事件（請求額…三四九万二、一九一円）。

### 2 判決の概要

〔一審〕凍結防止剤を設置する際、同袋が移動しないための対策を施していなかったことに管理瑕疵が存在するが、原告にも前方不注意、制限速度違反の過失が認められ、その割合は、二割五分が相当である（賠償認容額…二二九万四、三九三円）。

〔二審〕控訴人（一審被告）が事故発生前に道路上の本件袋の存在についての通報を受けていた事実は認められないものの、一審判決が認定判断するように、控訴人が植栽帯に置いた本件袋の移動の態様、時期は不明であり、全証拠によっても、事故発生回避可能性の不存在の立証はなされていないといわざるを得ない。

### 3 判決のポイント

① 事実認定（主に一審判決による）

a 平成九年二月一日午後八時四五分頃、原告は、本件道路の左側車線の路側より約1m中央寄りを原付で時速四〇km前後で進行していたところ、後続のワゴン車が、前方の猫の死骸を避けるため、原告を追い越した直後、原告の直前に幅寄せしてきた。

b 衝突の危険を感じた原告がブレーキを掛けながら〇・五m程左へ寄った瞬間、本件袋に原付を乗り上げ、道路上に転倒し、原告が負傷する事故が発生した。

c 本件袋は、被告が事故前々日に現場付近の植栽帯の樹木の切れ目部分に袋を二つ重ねて設置したもので、このうちの一つが何らかの事情でL型側溝と走行車線の境目付近に移動されていた。なお、本件袋は凍結防止剤（塩化カルシウム）一〇kg入りの袋であり、紐等で固定するなどの転落防止措置はとられていなかった。

d 事故現場周辺は、事故当時三ルクス程度の明るさがあり、注意深く前方を見ていれば本件袋が放置されていることが分かる程度の明るさがあった。

e 事故現場周辺の原付の最高制限速度は、時速三〇kmであった。

f 本件道路は、被告交通局のバス路線となっており、同局が作業車を巡回させ、障害物除

去のための態勢をとっていた。また、被告神戸市（建設局）も休日・夜間の連絡センターを設け、市民、警察等から通報があった場合は障害物の除去に努めていたが、事故発生までにそのような通報はなされていなかった。

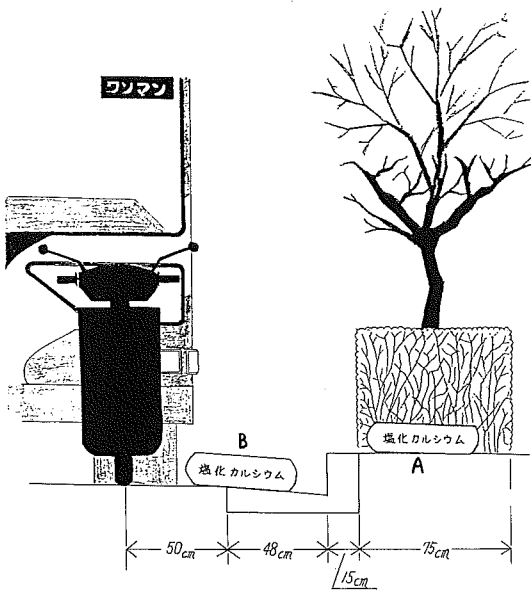
② 法的判断

a 本件道路は事故発生当時、道路上の障害物（本件袋）の故に、客観的に道路が備えるべき安全性を欠如していた。

b 本件では、被告が道路通行上の障害物（本件袋）を除去するなど道路の安全を原状に復し、道路の安全を保持することが時間的に不

可能であったことの立証がなされていないのであるから、被告は本件道路の管理瑕疵責任を免れない。

c 被告は、本件袋を本件道路付近に設置する以上は、その管理に意を用い、路上への落下防止、盗難防止等に万全を尽くすべきであるのに、紐等で固定する或いは町内会等との連携の下に本件袋の管理に万全を期することなく、安易に落下防止措置、盗難防止措置等を採らず、かつ本件袋を二つ重ねて設置したのであるから、この点においても、被告は本件道路の管理瑕疵責任を免れない。



A: 設置位置  
B: 事故発生時に、たと原告が主張する位置

被告作成図面